

令和6年度危険物安全週間について

6月第2週は危険物安全週間です。

令和6年6月2日（日）～6月8日（土）

危険物安全週間とは

危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図ることを目的としたものです。

令和6年度危険物安全週間推進標語

「次世代へ つなごう無事故と 青い地球^{ほし}」

危険物とは

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい。
- ・火災拡大の危険性が大きい。
- ・消火の困難性が高い。

身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。